

第7期第3回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月27日(月) 午前10時00分から午前10時23分
2. 開催場所 むかわ町産業会館第1研修室及びむかわ町役場穂別総合支所委員会室
3. 出席委員 ○(25名)
4. 欠席委員 △(2名)

1番	小岸 元気	○	10番	田代 英孝	○	19番	佐田 正彦	○
2番	中田 賢大	△	11番	小笠原 正実	○	20番	森山 幸治	△
3番	辻 勉	○	12番	清瀬 利一	○	21番	伊藤 正人	○
4番	山本 好一	○	13番	毛利 武	○	22番	貞廣 賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	平島 道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木 茂美	○
7番	山谷 和彦	○	16番	藤岡 健人	○	25番	藤江 政利	○
8番	宇南山 浩利	○	17番	石崎 代里子	○	26番	佐々木 保成	○
9番	永田 寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島 勝美	○

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件
- 第5 報告第3号 北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同に関する件
- 第6 報告第4号 令和3年度むかわ町人・農地プラン検討会委員の推薦に関する件
- 第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第9 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香
 穂別支局－支局長 高木 龍一郎、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長からご挨拶をいただき引き続き進行をお願いします。

会 長	【会長挨拶】
議 長	<p>それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。欠席委員は、2番・中田委員、20番・森山委員の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第3回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従い進めてまいります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、5番・清野 薫委員と6番・梅藤 勝委員の両名を指名したいと思います。鵜川地区、よろしいでしょうか。</p>
鵜川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、よろしいでしょうか。
穂別地区	(異議なし)
議 長	<p>それでは、両名に決定をいたしました。</p> <p>日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案3件の合わせて7件です。従って、会期は本日一日にしたいと思います。鵜川地区、よろしいでしょうか。</p>
鵜川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、よろしいでしょうか。
穂別地区	(異議なし)
議 長	<p>異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>【報告第1号、説明】</p> <p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。議案書1ページをお開き願います。</p> <p>2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。1件・2筆・合計31,236㎡となっています。農地保有合理化事業に先立ち、所有権が北海道農業公社になるため解約に至ったものです。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、鵜川地区、質疑はありませんか。
鵜川地区	(異議なし)

議 長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第4 報告第2号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第2号、説明】 報告第2号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。 なお、買入協議結果については、議案3ページから4ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、鶴川地区、質疑はありませんか。
鶴 川 地 区	(異議なし)
議 長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第5 報告第3号「北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 事	【報告第3号、説明】 報告第3号、北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同に関する件について、ご報告申し上げます。 6ページ・7ページにむかわ町長から推薦に係る賛同依頼があります。 8ページから11ページに今回推薦された4名の方の推薦書を添付しております。4名とも農業士として推薦されております。順にご説明いたします。 ■■■■は、鶴川地区において和牛繁殖を主力に、畑作や水稲の複合経営を行っており、農畜産物の生産のさらなる技術向上のため日々研鑽を重ねております。また、■■■■などの各役職を経験し、地域の青年農業者のリーダーとして活躍しております。 次に、■■■■は、穂別地区において水稲を中心とした経営を行っており、作業体系の見直しや面積拡大、適正な肥培管理の取り組みを実践しております。また、JAとまこまい広域青年部穂別支部が主催する海外研修に参加されており、日々研鑽を重ねております。農業関連組織では、JAとまこまい広域青年部穂別支部に参加されており、■■■■を務めあげ、周囲からの信頼も厚いです。

主 事	<p>次に、[]は、穂別地区において水稻を中心とした経営を行っており、水稻や南瓜の面積拡大、堆肥導入の取り組み等を実践しております。[]と同じく海外研修にも参加されております。農業関連組織では、JAとまこまい広域青年部穂別支部に参加されており、[]を務めあげ、周囲からの信頼も厚いです。</p> <p>次に、[]は、穂別地区において和牛を経営の中心とし、作業体系の見直し、適正な肥培管理の取り組み等を実践し、日々研鑽を重ねております。また、JAの各種生産部会の研修会等に積極的に参加しております。女性のリーダー的存在であり、地域からの信頼が厚い人物です。</p> <p>以上のことから、町が以上の4名を北海道農業士に推薦するにあたり、農業委員会としてもふさわしいと判断し、8ページから11ページにありますとおり、賛同しております。</p> <p>以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、鷓川地区、質疑はありませんか。</p>
鷓 川 地 区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第6 報告第4号「令和3年度むかわ町人・農地プラン検討会委員の推薦に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>【報告第4号、説明】</p> <p>報告第4号、令和3年度むかわ町人・農地プラン検討会委員の推薦に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>むかわ町長より、13ページのとおり、令和3年8月26日付けで推薦依頼がありました。会長と協議の結果、前回から引き続き、農業委員会としての意見反映をするため、会長と事務局長が委員として引き受けることが望ましいと判断し、14ページにあるとおり8月31日付けで推薦いたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、鷓川地区、質疑はありませんか。</p>
鷓 川 地 区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂 別 地 区	(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第4号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第7 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 【議案第1号、説明】
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。議案書16ページをお開き願います。
1番につきましては、譲受人であります■■■■の経営農地の中に、■■■■の農地があり、効率的な経営地管理を行うため、売買する案件です。
以上、1件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
17ページから18ページまで、調査書、図面を添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 1番について現地を確認してきましたので、報告します。
■■■■が■■■■を売買する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はありませんか。

鶴川地区 (異議なし)

議長 穂別地区、質疑はありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。

鶴川地区 (異議なし)

議長 穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。

議	長	<p>続いて、日程第8 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>		
主	査	<p>【議案第2号、説明】</p> <p>議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。議案書20ページからです。所有権移転1件です。</p> <p>この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>21ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>		
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑について、鶴川地区、質疑はありませんか。</p>		
鶴	川	地	区	(異議なし)
議	長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>		
穂	別	地	区	(異議なし)
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。</p>		
		(異議なし)		
議	長	<p>穂別地区、ご異議ありませんか。</p>		
		(異議なし)		
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第9 議案第3号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>		
主	査	<p>【議案第3号 朗読及び説明】</p> <p>議案第3号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。議案書22ページをお開き願います。</p> <p>公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。</p> <p>申請地は、願出人の■■■■■■■■■■の所有地ですが、公簿地目が田となっております。願出を受けたものです。</p> <p>現地確認結果として、議案に記載のとおり、宅地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と確認をしております。</p>		

主 査	<p>以上1件、24ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
14 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
鶴川地区	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
穂別地区	<p>質疑なしと認め、議案第3号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>穂別地区、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、10月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。</p>